

レンタカーを活用した県内周遊促進事業運営業務 仕様書

1 委託業務の名称

レンタカーを活用した県内周遊促進事業運営業務

2 委託期間

契約締結の日から令和9年3月19日までとする。

3 委託業務の目的

鉄道やバスの運行本数が少ない圏域においては、宿泊者の主な移動手段が自動車に限られる状況を踏まえ、レンタカーを2日間以上にわたり借り受け、かつ県内宿泊施設に宿泊した者（インバウンド含む）に対し、レンタカー利用に係る経済的負担の軽減につながる特典を付与することにより、二次交通の充実を後押しし、県内周遊を促進することで、県全体の宿泊者数の底上げを図るとともに、本県における宿泊施設、自動車観光の魅力を強力に発信し、新たな宿泊需要創出を目的として、本事業を実施する。

4 事業主体

宮城県

5 特典の概要（詳細は、別紙）

(1) 付与対象者

レンタカーの借受人（以下「借受人」という。）。ただし、借受人が法人である場合は対象としない。

(2) 特典額

レンタカー利用料金を上限として、レンタカー1台につき、5,000円（仙台市内に宿泊の場合は2,000円。）相当の特典を付与する。

(3) 想定件数

1万台（特典付与原資：30,000千円の場合）

6 委託業務の内容

(1) 特典の企画、提供スキームの構築と運営事務局業務

① 本事業の効果検証に適した借受人に対する特典を企画し、提供までのスキーム（例は、別紙）を提案すること。また、提案したスキームにより、付与対象者へ特典を付与すること。

なお、特典の企画に当たっては、インバウンドが円滑に利用できる内容及び提供方法となるよう配慮すること。

② 特典の利用または配布状況についてデータで管理し、発注者に毎月報告すること。

※特典の内容や提供スキームについては、発注者と協議のうえ選定するものとするが、提案時には想定の特典内容・提供スキームについて具体的に提案すること。

③ 本業務全体の進捗管理の他、関係者との連絡調整等を統括すること。また、借受人等からの問い合わせ、相談等を受け付ける窓口対応を行うこと。

(2) プロモーション、キャンペーン業務

① 県内の宿泊施設の魅力を発信するとともに、自動車での観光に適したコンテンツを掲載したランディングページを制作すること。制作にあたっては、自動車ならではの楽しみ方を提案するとともに、人気観光コンテンツと組み合わせたドライブルートを提示すること。また、自動車利用者に役立つ情報（周遊パス等）を分かりやすく提供すること。

② 統計資料等に基づく課題分析、ターゲット設定の明確性、ブランディングの有効性等を提示したうえで、新たな宿泊需要の創出に最も効果が得られる方法でプロモーションを実施すること。実施にあたっては、国内外のインフルエンサー（みやぎ絆大使等）の登用を検討すること。

と。

- ③ 鉄道やバスの運行本数が少ない圏域の市町村、観光協会、道の駅等が実施するキャンペーンと連携し、相乗効果により本事業効果の向上を図ること。
- ④ ランディングページには、多言語による運転ルールの周知、マナー啓発に関するコンテンツを掲載すること。掲載するコンテンツについては、他機関が作成したものも含め、利用可能な既存コンテンツを活用すること。
- ⑤ ランディングページについては、発注者が委託期間中に別途実施する施策を紹介するバナーを随時掲載できるようにすること。また、発注者が別途実施する施策のランディングページや他の機関が実施するキャンペーンサイト等に掲載するためのバナーを複数制作すること。
- ⑥ 各プロモーション施策において宮城県観光連盟が運営する WEB サイト「宮城まるごと探訪」（インバウンド向け施策の場合は、宮城県が運営する WEB サイト「Visit MIYAGI」）へ誘導する動線を設けること。
- ⑦ 令和9年10月～12月に実施するプレデスティネーションキャンペーン及び令和10年～12月に実施する秋のデスティネーションキャンペーンを見据え、10月～12月を重点実施期間として、プロモーション及び特典付与を実施すること。

(3) 効果検証等業務

- ① プロモーション、キャンペーンの成果を測定・検証するための指標及び目標値を設定すること。また、それぞれの算出方法もあわせて提示すること。
- ② 本事業の直接効果（レンタカー利用件数、宿泊数、宿泊金額等）や経済波及効果を取りまとめること。
- ③ 本事業の効果検証に最も効果的なタイミング、方法による借受人へのアンケートを企画すること。アンケート項目については、需要喚起の有効性、消費、周遊状況等、自動車による観光にかかる満足度や課題等を明らかにし、今後、自動車による観光促進のための基礎となるものとする。
- ④ ランディングページのアクセス数管理、ログ解析等、効果検証と分析を定量的に実施し、発注者に定期的に報告すること。
- ⑤ 効果検証結果により改善が必要な場合は、プロモーション方法の改善を随時実施すること。また、これによる追加料金は発生しないこと。
- ⑥ 効果検証結果や関係者へのヒアリング等をもとに、行政の補助に限定することなく、例えば民間連携の促進など、発注者が自動車による観光推進のために取り組むべき施策やターゲット層、本県における自動車による観光の価値を言語化するブランディング等の提言を行うこと。
- ⑦ 観光関係者、自動車関係者に広く本事業の効果を紹介する機会を設けること。

(4) その他

- ① 原稿作成やデザイン製作等は受注者が行うとともに、第三者に対して許諾を得たり、原稿確認を依頼したりする場合は、受注者で一切の手続きを行うこと。
- ② 受注者が著作権を有する既存の制作物を活用するなど、可能な範囲でコスト最適化に努めること。
- ③ 本事業の目的に合致し、効果的と認められる取組み、または必要と思われる業務がある場合は提案を行うこと。なお、内容については、発注者及び受託者が協議のうえ決定する。

7 著作権等

- (1) 本業務においては、著作権の取扱いに十分注意すること。
- (2) 本業務により納品するデータについては、その全部又は一部について、原則として第三者が権利を有するものを使用しないこととする。やむを得ず第三者が権利を有する写真又は動画を使用する場合は、使用の際、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を、全て受託者が負うこと。
- (3) 本件業務により納品するデータについては、肖像権の問題が生じないよう配慮すること。
- (4) 上記(1)から(3)の規定は、受託者が更に第三者に業務の一部を委託した場合に準用する。
- (5) その他、著作権等の取扱いについて疑義が生じた場合は、別途協議の上決定する。

8 業務完了報告書

受注者は、本業務の終了後、委託期間内に業務完了報告書及び実績確認に必要と認められる書類を提出し、発注者の確認を受けること。

9 委託業務の適正な実施

(1) 発注者との連携体制の確保

受注者は、本件委託業務の遂行に関して、常時、発注者との連絡体制を整え、情報の共有を図るとともに、業務の遂行に関して見解や方針に食い違いが生じないようにしなければならない。

(2) 業務の進捗状況の管理

受注者は、常に業務の進捗状況を把握し、遅滞なく業務を遂行するため、適宜適切な措置を講じなければならない。また、業務の進捗状況について発注者に定期的に報告するとともに、業務の遅延等が生じた場合又は見込まれる場合は、直ちに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。

(3) 書類等の適正な管理・保管

受注者は、各種書類について、常時、発注者からの求めに応じ検索できる体制を整えるとともに、毀損、紛失、処理漏れ等が生じないように、適正に管理するものとする。

(4) 情報セキュリティ対策等

① 機密の保持

受注者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏えい、滅失及び毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

② 個人情報の保護

受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び別記個人情報取扱特記事項を遵守しなければならない。

③ 事故等が発生した場合の取扱い

受注者は、本件委託業務の遂行上、何らかの事故や不適切な事務処理により、情報保全ができなかった又は保全できていない可能性が生じた場合、直ちに発注者に報告し、発注者の指示に従い対応するものとする。

なお、この場合において生じた費用（個人情報の漏洩等に係る損害賠償金を含む。）は、全て受注者が負担するとともに、受注者は、事実を明らかにした報告書を遅滞なく県に提出しなければならない。

(5) 信用失墜行為の禁止

受注者は、本件委託業務の実施に当たり、申請者及びその関係者と利害関係を持つなど、県の信用を失墜する行為を行ってはならない。

(6) 危機管理

受注者は、本件委託業務遂行中において事故・災害等が発生した場合においても本件委託業務の遂行に支障をきたすことがないよう十分な対応策及び緊急時対応体制を整えるものとする。

(7) 再委託の制限

受注者は、本件委託業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。ただし、本件委託業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に発注者の承認を得るとともに、再委託先に対し本件委託業務に係る一切の義務を遵守させ、その行為及び結果について責任を負わなければならない。

10 その他

(1) 受注者は、本件委託業務の実施にあたり、不明な点や本前提条件等に定めのない事項が発生したときは、発注者と協議の上、決定するものとする。

(2) 受注者は、本件委託業務の実績（助成件数）が本仕様書の定めより著しく下回る場合にあって

は、実績に応じた契約金額の変更について発注者と協議することとする。

(3) 受注者が本業務によって発注者又は第三者に損害を与えたときは、受注者が賠償の責任を負う。

【特典の概要】

1. 次に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) レンタカー 道路運送法（昭和26年法律第183号）第80条の規定による許可を受けたレンタカー事業者（以下、「事業者」という。）が貸し渡す自家用自動車。ただし、貨物自動車を除く。
 - (2) 宿泊施設 次の各号のいずれかに該当する施設をいう。
 - 一 旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項の許可を受けて営まれる同法第2条第1項に規定する旅館業（同条第4項に規定する下宿営業を除く。）の用に供される施設
 - 二 国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号）第13条第5項に規定する認定を受けて行う事業に係る施設
 - 三 住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第3条第1項の届出に係る同法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の用に供される施設
 - (3) 借受人 レンタカー貸渡契約に基づきレンタカーを借り受けた個人とし、法人名による貸渡や法人契約等のビジネスを目的に利用する者を除く。
2. 特典の付与対象者及び要件
 - (1) 観光利用を目的とした個人の借受人。法人名による貸渡や法人契約等のビジネス利用を目的にした利用を含まない。
 - (2) レンタカーを2日間以上にわたり借受けること。
なお、県外での借受、返却を含む。
 - (3) レンタカーの貸渡から返却までの期間において、県内に所在する宿泊施設に1泊以上宿泊すること。
3. 特典付与額
 - (1) レンタカー1台につき、5,000円（仙台市内に宿泊する場合は、2,000円）。ただし、レンタカーの貸渡料金を上限とする。

【特典提供スキームの例】

- ① SNS、ホームページ等でプロモーションを実施。
- ② 旅行者が、本キャンペーンに申込。
※事前アンケートを実施。
- ③ 旅行者が、レンタカー、宿泊施設を予約。
※レンタカー会社、宿泊施設、予約方法等は問わない。
- ④ 旅行者が、宿泊施設及びレンタカーの領収書等を添付して、事務局へ特典の付与を申込。
※事後アンケートを実施。
- ⑤ 事務局において、要件確認後、旅行者へ特典を付与。
- ⑥ アンケート結果を分析し、本事業の効果を検証。